札幌市立大学ハラスメント防止セミナー用研修動画制作等業務　質問への回答

記載箇所	質　問　内　容	回答
仕様書Ｐ１ 「５　各業務内容の詳細」「⑴ ハラスメント防止を目的とする動画制作業務」 ア　業務内容 ・ ハラスメント防止のための動画を２本（教員・事務局役職者用１本、学生・事務局一般職用１本）制作すること。なお、動画の長さは 60 分以上とする。	動画１本ごとに６０分以上なのか、動画２本の合計で６０分以上なのか、どちらでしょうか。	動画１本につき 60 分以上です。
仕様書Ｐ１ 「５　各業務内容の詳細」「⑴ ハラスメント防止を目的とする動画制作業務」 ア　業務内容 ・ 動画に出演する研修講師は受託者において手配する。万が一、企画提案段階に予定していた研修講師が、契約後に変更する恐れが生じた場合は、事前に委託者と協議すること。	本件で制作する動画は、研修講師による登壇形式限定でしょうか。 PowerPoint で制作したスライドにAI 音声ナレーションでの解説が付くような形式も許容されますか。	評価基準には「修講師の実績・能力・資格」について評価する項目もありますので、ＡＩナレーションではなく研修講師を実際に配置していただきたいと思います。 なお、研修講師が常時画面に映っていることまでは求めません。

仕様書Ｐ２ 「５ 各業務内容の詳細」「⑴ ハラスメント防止を目的とする動画制作業務」 ア　業務内容 ・ 動画の構成・コンセプト・大学特有の事例の紹介や解説等、動画の内容についての事前打合せ（必要に応じ複数回）	動画の内容については原則受託者側で制作する形でしょうか。 大学特有の事例等についての資料や情報について、委託者からご提供いただくことはできますか。	大学特有の事例等を含めた動画の内容は、今回の企画提案事項ですので、受託者側においてご提案いただきます。 受託者決定後は、大学特有の事例等について委託者と受託者で打合せを行い、必要に応じて委託者から情報提供することは可能と考えますが、企画提案段階においては受託者においてご提案ください。
仕様書Ｐ２ 「５ 各業務内容の詳細」「⑴ ハラスメント防止を目的とする動画制作業務」 イ　成果品 ・ 成果品は撮影した画像・映像データ一式及び編集データ一式とする。	編集データ一式とは具体的にどういったファイルを指しますか。 弊社はAdobe Premiere Pro を使用しており、そのプロジェクトファイルが編集データということになりますが、そういった作業データのことでしょうか。または撮影素材や音声・BGM、PowerPoint ファイル等を指しますか。	仕様書の記載がわかりづらく、申し訳ございません。 今回制作していただくのは動画になりますので、映像データをＭＰ４形式にて、ＤＶＤ-Ｒ等の媒体で納品していただければと思います。
仕様書Ｐ２～３ 「６　留意事項」「⑴ 著作権等について」 ア　受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。	契約書上、委託者が動画の著作権を得ることが必須である場合は、受託者がそもそも保持していたコンテンツ部分の著作権は維持できますでしょうか。 例えば以下に追記した文言案のよう内容を入れることはできますか。	動画の中に、受託者が従前より著作権を保有しているコンテンツが含まれている場合は、そのコンテンツについては、引き続き受託者が著作権を保有することとなります。 制作していただき、納品していただいた動画全体についての著作権は、受託者から

	ーーーーーーーーーーーーーーーーーー （知的財産権の帰属） 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。 但し、従前から受託者に帰属する著作物に関する著作権は、納品後も受託者に帰属する。 ーーーーーーーーーーーーーーーーーー	委託者へ譲渡していただくこととなります。 ただし、仕様書Ｐ３のウに記載のとおり、「原著作物の著作者と委託者の間に著作権法上の紛争が生じないようにする」とありますので、この場合の原著作物（＝受託者に著作権がある動画中のコンテンツ）の著作者である受託者は、原著作物の著作権行使により、委託者の不利益となることをしてはならないこととなりますのでご留意ください。 上記のような法解釈をしておりますが、例示していただいたような文言を契約事項に反映するかどうかは、受託者が正式に決定されたのち、受託者の意向に沿って対応いたします。